

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

平成 27 年 5 月 29 日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 武 富 靖 嘉

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 通信機能付きタブレット端末等機器賃貸借契約
- (2) 契約の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 平成 27 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課が認めた場所

## 2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業による条件付一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者の資格は、次のアからオに掲げる要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

エ 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

オ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している

法人その他の団体又は個人でないこと。

- (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### (3) 再発注の禁止

本業務の全部又は一部を再発注することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合、受注者は機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再受注先業者も負うよう、必要な処置を実施し、佐賀県に報告し及び承認を受けること。

なお、第三者に再受注する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。

## 3 入札手続等に関する事項

### (1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課最先端電子県庁担当（新行政棟5階）

電話番号 0952-25-7038

FAX番号 0952-25-7299

電子メールアドレス jouhou-kaikaku@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

平成27年5月29日（金）から同年6月19日（金）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）に会社概要に関する資料（パンフレット等）、誓約書（別記様式2）及び担当者届（別記様式3）を添付した上で、(1)まで郵送し、又は持参すること。

イ 提出期限

平成27年6月19日（金）午後5時

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成27年6月26日（金）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)のオのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のオの(イ)から(キ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。
- オ その他本質貸借契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年7月10日(金)午前9時(入札を郵送で行う場合には、外封筒に「通信機能付きタブレット端末等機器賃貸借契約に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、同月9日(木)午後5時までに(1)に必着のこと。)

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟2階 記者会見室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は确实と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ロ) 銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(ハ) 銀行又は确实と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(ニ) 銀行又は确实と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(ホ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(8) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(9) 入札方法に関する事項

ア 入札は、入札書（別記様式 4）により、本人又はその代理人が行うものとする。

ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（別記様式5）を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に108分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(10) 落札者の決定方法

ア 規則第105条の規定により作成された予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。

ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、日を改めて行う。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契

約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

#### (11) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札価格の記載においてアラビア数字を用いていない入札書を提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることはできない。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3 の(7)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。



- (7) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める法律（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (8) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (9) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。

## 5 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Tablet devices lease contract with the communication facility .
- (2) From the day of the contract to July 31, 2017.
- (3) Access to bidding manual: The bidding manual will be posted on the Saga Prefectural website from May 29, 2015 until June 19, 2015.  
(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)
- (4) Date for the bid: July 10, 2015.
- (5) Contact information : Information & Operations Improvement Division (5th floor , New Administrative Building) Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai , Saga-City, Saga Prefecture ,840-8570, Japan  
Tel . 0952-25-7038